自由法曹団の声明を、解説します

あなたのスマホが“遠隔で”のぞかれる社会に、しないで。



2026年10月、政府は「警察官職務執行法（警職法）」の**改正案**を国会に提出しました。理由は「トクリュウ」（匿名・流動型犯罪グループ）対策。でも中身を読むと、**警察が「犯人が使った」と認めたスマホやパソコンに、ネット経由で入り込み、中身をコピーできる**しくみなのです。

1 いま、何が起きているの？

2025年5月
能動的サイバー防御法
警職法に初めて新条文（6条の2）が加わる

▶

2026年10月
改正案を国会に提出
スマホ等への遠隔アクセスを新設

▶

2026年11月2日
自由法曹団が声明
抜本的な修正と廃案を求める

▶

▼ いまここ
いま
臨時国会で審議へ
短期間で成立させる動きも報じられています

2 改正案の中身を、ひとことで言うと…

スマホ・パソコンに遠隔で入り込む

被害防止電子計算機調査（9条）

警察が「犯人が連絡に用いた」と**認めた**端末にネット経由で接続し、中の通信履歴などのデータを**複写・取得**できます。

本人には知らされない

秘密裏の調査

令状の呈示も立会いもなし。調べられたことを知らせる事後の通知も、警察の判断で**先延ばし**にできます。

「捜査」ではなく「被害防止」の名目で

警職法（行政警察活動）に規定

刑事訴訟法ではなく警職法に置くことで、**犯罪捜査でも認められていない権限**を、捜査の前の段階で認めてしまいます。

3 スマホの中は、“わたし”そのものです

- 家族・友人とのメッセージ
- 位置情報・移動の記録
- 写真・動画
- 連絡先・人間関係
- 検索・閲覧の履歴
- 銀行・決済などお金の情報
- 健康・からだの情報
- 弁護士への相談のやりとり

! 何が「犯人の連絡用」で、何が「被害防止に必要な情報」なのか——**決めるのは警察**です。第三者名義の端末やサーバーも含まれかねず、**だれのスマホも調べられる対象**になりかねません。

出典：自由法曹団 声明（2026年11月2日）

なにが問題？ くわしくはウラ面へ ▶

ここが心配！3つのポイント

改正案は「犯罪の被害を防ぐため」とうたっています。
けれど実際には、守られるはずの**わたしたちの通信の秘密とプライバシー**が先に奪われてしまうおそれがあります。

のぞかれる範囲に、歯止めがない　対象犯罪・要件のあいまいさ

- 対象の「重大犯罪」は「生命・身体や財産に重大な損害を及ぼすおそれのある犯罪」とあるだけ。盗聴法（通信傍受法）のような**対象犯罪の列挙がありません**。
- 警察が「犯人が連絡に用いた」と**認めれば**足り、第三者名義の端末やサーバーまで対象になりかねません。取得できる情報にも限りがありません。

憲法21条2項　通信の秘密は、これを侵してはならない。

令状主義が、骨抜きに　令状主義・適正手続（憲法31条・35条）

- 裁判官の許可は必要でも、**許可状の有効期間に上限がなく**、長期間の調査もできます。
- 差押えなら令状の呈示や立会いがありますが、この調査は**本人に知られないまま**行われます。事後の通知も先延ばしにできます。
- 何を消すかは調査官まかせ。**弁護士への相談**まで見られ、秘密交通権が脅かされます。

見張る警察を、見張る仕組みがない　監督と濫用のおそれ

- 事後の監督は、警察が事務局を担う**公安委員会への報告だけ**。第三者機関のチェックはありません。
- 神奈川県警で廃棄すべき運転免許証の個人情報が公安部門に流されていた問題や、市民監視を違法とした大垣警察市民監視事件のように、**警察による情報の不正利用**はくり返されてきました。
- 調査官を指名するのは警察庁長官。都道府県警察への分権がくずれ、**国家警察化**が進むおそれもあります。

国外のスマホにも、入り込むの？

特殊詐欺の拠点は国外に多いのに、条文には**場所の限定がありません**。相手国の同意なく侵入すれば**主権侵害**のおそれ。「サイバー犯罪に関する条約」も、共助や正当な同意のない越境アクセスを認めていません。

警察を“しばる”法律が、変えられる

1948 警職法制定 ▶ 1958 改悪案、反対運動で廃案 ▶ 2025 6条の2を追加 ▶ 2026 9条を新設へ

戦前の反省から警察の権限を限るためにつくられた法律が、**市民の情報を集める法律**に変えられようとしています。



安全のために、自由を手放さない。

犯罪被害の防止は大切ですが、市民のスマホに秘密で入り込む理由にはなりません。**自由法曹団は抜本的な修正を求め、改正案の成立に反対し、廃案を求めます。**

わたしたちにできること

① 知る・話す
このチラシを家族や友人と読んで、話題にしてみてください。

② 声を届ける
地元の国会議員に、慎重な審議と廃案を求める声を伝えましょう。

③ 学習会をひらく
自由法曹団までご相談ください。弁護士が講師にうかがいます。

自由法曹団
〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6-202
TEL 03-5227-8255　https://www.jlaf.jp/

声明の全文はこちらから▶